

平成 23 年 4 月 8 日

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A

環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

Q 1. 本処理事業の対象には、自動車、船舶も含まれるのか。

A 1. 本処理事業の対象には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に規定する「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が実施する場合には、自動車、船舶の処理も含まれる。

Q 2. 中小企業の災害廃棄物については、本件処理事業に該当するのか。

A 2. 阪神淡路大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかる、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象とした。

今回の東日本大震災の場合においても、同様とする予定。

Q 3. 大企業の災害廃棄物についても、本件処理事業に該当するのか。

A 3. 阪神淡路大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たすものの、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、処理事業の対象とした。なお、大企業の場合には、解体工事は対象としなかった。

今回の東日本大震災の場合においても、同様とする予定。

(1) 地震発生後 2 月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 20 以上減少したもの

(2) 被災事業者と被災市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が 100 分の 20 以上のもの

(3) 被災市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が 2 割以上のもの